

令和元年11月26日 開会

令和元年11月26日 閉会

令和元年11月（第2回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
議席の指定	3
副議長の選挙	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
一般質問	4
議案第10号について	19
議案第11号から第14号までについて	25
閉 会	27
署 名	28

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 一般質問（順位第1番から第2番まで）
 - 第1番 杉本保喜議員
 - 第2番 猶 克実議員
- 第6 議案第10号について（上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第10号 平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第11号から第14号までについて（上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
 - 議案第12号 宇部・山陽小野田消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件
 - 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
 - 議案第14号 宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	岩村誠君	2番	奥良秀君
3番	杉本保喜君	4番	猶克実君
5番	長谷川耕二君	6番	藤井岳志君
7番	山下則芳君	8番	吉永美子君
9番	志賀光法君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副 管 理 者	藤 田 剛 二 君	監 査 委 員	床 本 隆 夫 君
会 計 管 理 者	野 村 裕 之 君	消 防 局 消 防 長	石 部 隆 君
消 防 局 次 長	内 田 貢 君	消 防 局 次 長	岡 本 真 里 君
消 防 局 次 長	末 永 和 義 君	消 防 局 総 務 課 長	橋 本 俊 昭 君
消 防 局 警 防 課 長	中 村 淳 二 君	消 防 局 予 防 課 長	松 中 保 夫 君
消 防 局 情 報 指 令 課 長	西 村 隆 文 君	宇 部 西 消 防 署 長	小 迫 実 君
山 陽 消 防 署 長	竹 内 伸 君		

事務局職員出席者

消防局総務課長補佐 弓立宏二君 消防局総務課主任 今田将嗣君

—————午後1時57分開会—————

○志賀議長 これより、令和元年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○志賀議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○弓立書記長 報告いたします。本日の出席議員数は9名でございます。

次に、議員の辞職許可について申し上げます。10月15日付けをもちまして、伊場勇議員、大井淳一郎議員、山田伸幸議員から一身上の都合により、議員の辞職願が提出され地方自治法第126条ただし書きの規定により同日付けをもちまして辞職が許可されました。

なお、10月30日付けをもちまして消防組規約第5条及び第6条の規定により、奥良秀議員、杉本保喜議員、吉永美子議員の選出届が提出され、受理いたしましたことを報告します。

次に本定例会の付議事件について申し上げます。本日付けをもちまして管理者から平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件外4件の議案の提出がありました。

次に一般質問の通告は、杉本保喜議員、猶克実議員から通告書の提出がありました。

次に監査委員の議会に対する報告について申し上げます。令和元年11月11日付けをもちましてお手元に配布のとおり例月出納検査の結果に関する報告がありました。

なお、久保田管理者から欠席の届出がありましたので報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○志賀議長 以上で、諸般の報告は終わりました。これより日程に入るわけですが、この際、お諮りいたします。諸般の報告にもありましたとおり、奥良秀議員、杉本保喜議員、吉永美子議員が本組合議会議員に新たに選出されましたので自己紹介を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、議員の自己紹介のため、暫時休憩いたします。

—————午後2時00分休憩—————

—————午後2時01分再開—————

○志賀議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○志賀議長 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 副議長の選挙

○志賀議長 次に、日程第2、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。続いてお諮りいたします。指名の方法は、議長において、指名することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に吉永議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました吉永議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉永議員が副議長に当選されました。御本人が議場におられますので会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。吉永議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔吉永美子議員 登壇〕

○吉永議員 山陽小野田市議会の吉永美子でございます。このたびは、消防組合議会の副議長に推選を賜り誠にありがとうございます。消防が広域化されて、8年目の節目を迎えてまいります。私は、消防広域化協議会の一員として参加をしておりました。この消防広域化のメリットを両市民が大いに享受していただくよう強く期待をいたしておりますとともに深く関心もっております。そういう点からもこの宇部・山陽小野田消防組合議会の使命、そして役割は大変大きいと実感をいたしております。もとより、微力ではございますが、志賀議長の進められる議会運営に関して、その一助となりますよう全力で議長を支えていく決意でございます。どうか、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○志賀議長 以上で挨拶は終わりました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○志賀議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、奥議員、杉本議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○志賀議長 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日26日の1日のみといたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第5 一般質問

○志賀議長 次に日程第5、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。まず、順位第1番、杉本議員の質問席への移動、発言を許します。杉本議員。

○杉本議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

消防署と消防団との円滑な連携について4つの質問をさせていただきます。第1点、今この連携の確保のために実施していることは何でしょうか。

○志賀議長 藤田副管理者。

○藤田副管理者 皆様、こんにちは。副管理者の藤田でございます。先ほど事務局より報告がありましたように久保田管理者は、本日欠席でございますので私が答弁させていただきますと存じます。

なお、久保田管理者からでございますけれども、このたび、就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームの構成員に指名され、また、全国市長会の代表として参画しており本日、首相官邸で第1回目が開催されるに当たり、地方自治体の取り組みを紹介する貴重な機会に対し御理解、御協力を賜り心から感謝申し上げますとのことでございましたのでお伝えをさせていただきます。

議員の皆様には、お忙しい中御出席を賜り誠にありがとうございます。また、山陽小野田市議会選出議員の皆様におかれましては、組合議員の御就任、誠におめでとうでございます。そして、先ほど吉永美子議員が、めでたく副議長に御就任されましたことに、心からお祝いを申し上げます。これからもどうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、杉本議員の質問、消防署と消防団との円滑な連携について、第1点、今この連携の確保のために実施していることは何かについてお答えさせていただきます。

本消防組合は、火災を初め各種災害発生時に効率的に活動し、被害を最小限に抑えるためには消防団との連携が非常に重要と考えています。特に近年、地震や局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、地域防災力の重要性が求められていることから、本消防組合の中期実行計画で、地域防災力の強化として、消防団との合同訓練を主要事務事業に掲げています。

平成30年度は、各分団と管轄消防署で行う訓練を含め、19回実施しています。また、両市消防団と消防組合が各事業の進捗状況などの情報交換を行う、宇部市・山陽小野田市消防連絡会議の開催や、各市消防団の分団長会議に出席して、消防団の活動状況などの情報を共有し、連携強化に取り組んでいます。以上でございます。

○杉本議員 ありがとうございます。私たちが気になるのは、消防団と消防署との訓練は19回実施をされているということですが、今、いろいろと災害が起こっている中で各地域において安全度の差があると思います。そういう環境の中で重点的に、例えば、8月に小野地区のほうで災害が発生しております。そのように非常に発生度の高い地域に対しては、重点的にこういうような連携を取っているというようなものがありましたら教えていただきたい。

○内田次長 ただいまの御質問でございます。8月に小野地域で災害があつて発生度の高いような地域、こういうところの連携訓練等についてのお尋ねと思います。まず、消防団は定例的に

各分団において訓練をされています。内容的には、消防に必要な規律訓練であるとかホース延長訓練等、様々でございます。その中であって、災害が発生した地域においては、特化したその事例を踏まえた訓練等を実施しているとお聞きはしておりますが、大変申し訳ございませんが組織が違いますので、その具体的な内容まで我々が把握をして連携して訓練をするべきではございますけれども、今のところ聴取ができていないというところでございます。とは言いながら、消防団に災害対応型の消防車が配置された場合など、そういったことはお聞きしておりますので、その都度、その操作訓練等を実施しております。以上でございます。

○**杉本議員** 消防組織法第18条においては、消防団は消防長または消防署長のもとに行動をするという文言がございます。そのようなことから消防長が総合的に、この前の山口宇部空港のような大災害が起こった時には、その一部の活動だけでは終わらないと。やはり、優先度をつけながら重点的に活動をしていくことになるだろうということが推測されます。私もそういうことを考えながら危険度の高いところには、優先度をもって連絡方法を決めておくとか、連携はこういう形でやるということがあるのかなと思って質問をさせていただきました。

次に第2点消防団と消防署の連絡通信手段について、現在、特に大きな問題があるのか。ないのか。そのあたりをお尋ねします。

○**石部消防長** 第2点の消防団と消防署の連絡通信手段についてお答えいたします。良好でございます。火災等の災害発生時には、消防指令センターから各分団に災害の種別、災害の場所、覚知時間、参集について一斉メールを配信して周知をしています。また、両市においては、消防団車両の全てにおいて双方向の通信が可能なデジタル無線が配備されており、連絡通信手段については、良好であります。以上でございます。

○**杉本議員** ありがとうございます。特に今のところは、連絡通信手段においては、大きな問題は無いというふうに理解をさせていただきます。次に第3点訓練の実施の状況ですが、今、若干、第1点目でいろいろと近い質問をさせていただきましたが、現在、訓練において特にこういうところがウィークポイントであるので力点において訓練をやっているというようなことがありましたら教えていただきたい。

○**石部消防長** 第3点訓練の実施の状況はどうかということについてお答えいたします。訓練につきましては、毎年、林野火災を想定した長距離の中継消火訓練を実施しているところがございます。また、令和元年度は、大規模災害で必要となります無線の統制訓練と効率的な部隊運用を図るための現場指揮本部開設訓練を実施いたしました。また、安全管理及び緊急車両の運行に関する消防団員研修を開催しています。今後も実災害に即した訓練を実施することでさらなる連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○**杉本議員** 実は、熊本県荒尾市は消防署と消防団がいわゆる標準化をしようと努力されているという記事がございます。例えば、使用器材の整合性を図ろうというようなことも努力されていることと思えますけど、宇部・山陽小野田消防において消防署と消防団で特にその連携をするときに注意しているところが何かありましたら教えてください。

○**内田次長** ただいまの御質問、消防署と消防団が連携できる資器材等の整合性という意味だと

思います。まず、常備消防である消防組合につきましては、例えば、ホースの口径が65ミリのものを使用したり、40ミリホースを使用したりして機動性を高めて屋内進入をしたり、そういった活動をしております。例えば、宇部市消防団については、全国で平均的な65ミリホースを使用していますので、先ほど消防長が答弁申し上げた林野火災を想定した長距離の中継送水訓練、ホースとホースを長くつないで、水をつないでいくという訓練ですけど、これは、65ミリホースを統一的に使用して、その使い方であるとか、消防車だけでなく小型動力ポンプという軽可搬的なポンプもございますので、そういった運用についても訓練で整合性を保っております。以上です。

○**杉本議員** もう1つ、荒尾市が注意しているのが、火災性状の理解で例えば消防団と消防署が消すために水をどんどんかけると荒尾市の例だと火が消えるまでとにかく消火を続けるのだというようなことであつたけど、実は、むやみに水を多くかけてもだめだというようなことで消防署と消防団と一緒に研修をして、お互いにそれを理解ができたというようなことを紹介されています。うちの場合は、そのような消火における考え方の標準化というのが、過去の災害から標準化をやった事例があるのかどうか教えていただきたい。

○**内田次長** 火災戦闘上の標準化ということだと思います。まず、消防署、それから消防団、例えば建物火災であれば当然、消防署のほうが先着することが多いです。そして、放水をして火災を鎮火せしめるわけですけども、そのときに先ほど言いました中継送水を行っていただいたり、あらかじめ火勢鎮圧をしたときは、消防署は再装備をして次の火災に備える必要がございますので消防団に残火処理をお願いしたり、そういったところは、これまでの長い経験と歴史から我々常備消防が消防団にお願いをしているということで連携は十分とれていると思っております。以上です。

○**杉本議員** ありがとうございます。第4点になりますが千葉を襲った19号台風です。この台風についてですが、非常に雨量が多い、それから停電もありました。いろんな災害の顕著なものが表れています。これを見て自然災害に対してうちは、こういう対処をする必要があると改めて対策をするようなことがあつたのかどうか。

○**石部消防長** 第4点19号台風の被害状況等の自然災害に対して新たな対策等があるのかというお尋ねであります。お答えいたします。本消防組合管内で令和元年台風19号のような大型台風が襲来する場合、地域の特性を把握している消防団は、避難に関する広報や避難の誘導、こういった活動に従事することになります。また、河川水位の確認、それから河川の氾濫を防ぐ水防工法を実施するなど地域の特性を把握していることにより効果的な活動をすることが期待されます。大規模災害が発生した場合、消防団との連携を密にして被害状況の情報を収集し応援要請を迅速に判断するとともに県内の消防本部、また、さらには緊急消防援助隊の応援要請、こういったことを行うこととしております。令和元年度は構成市の防災部局と連携をしまして緊急消防援助隊受援計画に基づいて消防団の実働を盛り込んだ図上訓練を実施いたしました。今後も消防団との円滑な連携に取り組んでまいります。以上です。

○**杉本議員** ありがとうございます。19号台風のような未曾有の大きな災害ということを想

定してみた場合に、うちの消防署、消防団を含めて装備に問題がないのか。規模によって装備が足りない場合もあるだろうし、そういう種類のものが必要ではないかというようなところも反省材料であったのではないかという思いもしますが、そのあたりいかがでしょう。

○石部消防長 お答えいたします。今回の台風19号に関しまして、この台風15号、19号、21号と大きな台風が頻発したということでございました。この初期の段階で緊急消防援助隊について総務省消防庁から準備をするように指示が出ていましたが、特に河川氾濫というものが非常に顕著に表れていましたのでボートをどのぐらい出せるかという問い合わせがありまして、本消防局におきましても所有してないわけではございませんけど、この数ということについては、今後、実態に合わせて検討する必要があるかということ、所有していないということではございませんけど、そういう点について気づいたということでございます。以上でございます。

○杉本議員 こういような場所によって非常に大きな災害が起こって、全てのものが整っているというのは、難しいことだと思います。そういうときには、災害のほとんどない近隣の市町に協力を得るといって体制づくりをやっておられると思います。そういう中で重複するものもあれば足りない部分もあるだろうと思います。そのあたりは、日ごろの情報交換を定期的に行っておられるかどうか教えてください。

○石部消防長 お答えいたします。自然災害等に対応するための常日ごろの準備ということであろうかと思えます。特に今申されたようにいわゆる県内消防本部との連携については、消防組織法の中に1つとしてうたっております。また、緊急消防援助隊につきましても消防組織法の中に位置づけられているということで、当然、本消防局だけで対応が困難という状況になれば近隣の市町というところで応援をいただくような形になるわけです。年間を通して様々な機会を捉えて、特に緊急消防援助隊が一番多いと思えますけど、それぞれの装備状況、人員、そういったもの確認しながら、周辺の消防力、そういったもの確認を取り合っているところでございます。以上です。

○杉本議員 最後に構成市それぞれに自主防災組織というものができていると思います。自主防災組織に対して消防団が直接的に防災訓練等の参加をして、いろいろな指導をされていると思います。そのような状況の中で消防署から自主防災組織に対して、このあたりは消防署がやろうというような特化したようなものがあるのかどうか。

○石部消防長 我々常備消防と非常備の消防団そして自主防災組織の連携、これは近年非常に重要性が高いと、いかに早く避難をさせるのかというところで平成26年に自主防災組織を県内で宇部市、山陽小野田市におきましても整備をして災害対応をするということについて備えているわけではございますけど、これまで消防団と常備消防と一緒にやってということは、まだ十分にできているという状況ではないと思っております。したがって、今後も常備消防、消防団、そして自主防災組織が円滑に連携をすることで、落とさなくて済む命をしっかりと救えるんだとそういうふうを考えておりますので、今後もしっかり自主防災組織とも連携を取りながら実施をしていきたいと考えております。

○**杉本議員** どうもありがとうございます。救急を初め地域においては非常に大切で、私は防災士をやっていますけど、自助、共助、公助の中で自助が1番大切だから、とにかく逃げるということをやってほしいとよく言うのですが、そうは言っても消防署、消防団、自衛隊が来ることをいまだにあてにしている人がいます。やはり、それをなくすには、地域の防災訓練を含めて自分たちでやっていくという土壌づくりに当たる必要があると思います。そういう点で、また先ほど質問をいたしましたけれど、そういうような地域の防災に対する意識の差というのは、地域によって非常に差があります。それをできるだけなくしていきたいという思いがあります。そういうことで改めて消防団、消防署、そして地域がいろんな形で協力し合ってやっていかなければいけないということは、質問をいたしましてよくわかりました。これで私の質問を終わります。

○**志賀議長** 以上で、杉本議員の質問は終わりました。

次に順位第2番、猶議員の質問席への移動、発言を許します。猶議員。

○**猶議員** 分割質問、分割答弁方式で質問をいたします。2つの質問があります。市民感覚でわかりやすい質問をいたしますけれど、わかりやすい答弁をお願いします。

質問の第1点、防火対策についてであります。近年、京都アニメーションで放火による火災がありまして多数の被害者がありました。それをもとに宇部・山陽小野田消防組合管内においての防火対策についていかになされているかを質問いたします。(1)として近年の放火火災の状況について、(2)高齢者の一人暮らしや空家の防火対策について、(3)消防法違反の防火対象物への対応について、この3つを質問いたします。

○**志賀議長** 石部消防長。

○**石部消防長** 猶議員の御質問、まず第1点の防火対策について(1)近年の放火火災の状況についてでございます。平成30年中に発生した火災は79件で、そのうち放火または放火の疑いにより発生した火災は、6件でございます。この火災による死者は1人で負傷者は発生しておりません。また、平成31年1月から令和元年10月までに発生をした火災は、62件で、そのうち放火または放火の疑いにより発生した火災は、1件でございます。この火災による死者、負傷者は発生しておりません。(2)高齢者の一人暮らしや空家の防火対策についてでございます。高齢者の一人暮らしの防火対策については、逃げ遅れを防ぐための住宅用火災警報器の設置や日ごろから地域住民で支え合える御近所の協力体制づくりを消防団、自主防災会及びコミュニティともに協力要請をしています。空家の防火対策については、両構成市の空家対策に係る会議に出席して空家の位置などその状況を把握しています。また、住民から空家に関する情報提供や相談などがあった場合は、現地調査を実施をし、その状況について構成市担当部局に情報提供をして防火対策に役立てています。(3)消防法違反の防火対象物への対応についてでございます。物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする防火対象物においては、火災を早期に知らせる自動火災報知設備などの一定の消防用設備等を設置する義務があります。これらの消防用設備等が設置されていない場合には、防火対象物の名称や違反内容を総務省消防庁の通知に基づき公表し、建物の危険性に関する情報を利用者に提供をしています。現在、4

事業所に係る違反内容を本消防組合のホームページで公表をしているところでございます。また、これらの違反の防火対象物の関係者に対しては、警告などの行政指導を行い、早急な改善を促し、利用者の安全確保に努めています。本消防組合の是正指導に従わない場合は告発も視野に入れた消防法に基づく命令を行うなど厳格な違反処理に取り組んでいます。以上です。

○**猶議員** ありがとうございます。近年の放火火災の状況について全国的には、少し古いですが平成16年版の消防白書を見ますと、出火原因の第1位は放火になっています。現在、宇部・山陽小野田消防組合管内での出火原因としては、放火は少なかったようですが、放火が原因となる火災はどの辺の位置にあるのでしょうか。

○**石部消防長** 今、お尋ねの火災の状況ということでございます。宇部・山陽小野田消防組合管内におきましては、先ほど申し上げましたように平成30年は79件が発生しています。この中で1番原因として多いのは、たき火でございます。これが、79件中34件ということで、まず、たき火それから2番目にコンロ関係が5件という状況になっております。今、猶議員からお尋ねいただきました放火または放火の疑いというところでございますけど平成30年におきましては、放火の疑いが4件、放火が2件発生している状況でございます。

○**猶議員** 私の調べたところ、たき火の場合は、65歳以上の高齢者が原因となっているので私もこの(2)のところに高齢者、空家とか防火対策ということを書いていますけれども、まず放火と不審火も最初はお聞きしようかと思っておりましたが、不審火は不審火で原因がわからないわけで質問のしようがないと思おまして放火のほうに絞られさせていただきました。実は、平成17年に放火火災防止対策戦略プランという放火火災の防止に向けた取り組みの積極的な推進ということで総務省消防庁から通達が出ております。これに基づいて、他市の資料があるのであとでお見せします。神戸市消防局では、このようなチラシを作っております。家の周りは安全ですか。こんなところが狙われています。暗いところ、立て看板などつさに身を隠すものがあるところとか路地の入口付近、商店街の裏通り、民家の軒下、離れや倉庫の裏付近、物置、空家などアパート、マンション裏の階段付近、駐車場、車庫、こういうような放火はこういうところでありますよと、放火されないためにということで車の近くに燃えるようなシートなどを置かないとか荷物を置いたままにしないとか空家、物置、車庫などは鍵をかけ、鍵のかからない場所は修理する。空家の就寝時には戸締りを確認する。路地などの入口、商店街、アパート、マンションの階段付近などは街灯をつけ、なるべく明るくする。放火されないためにそういったことが書いてあります。同じようにごみに放火されるケースもありますから、ごみ出しの時間を守るとか、マンションだったらポストの中に新聞などを溜め込まないとか、荷物や郵便物に放火されるケースもあるのだと思います。このようにチラシを作っているところもあります。この総務省消防庁の放火対策プランの取り組みの中には、放火火災情報地図によりこういったところで放火が起きたのか場所を示して、市民にこのあたりは危ないですよという連絡を入れたりしているわけです。そういった取り組みをやっていないと思いますがどう考えられますか。先にやっておられますかと聞いてもまだですという返事だと思いますがいかがでしょうか。

○石部消防長 お答えいたします。今の猶議員から御紹介いただきました放火への対応は、いくつかあります。これにつきましては、消防では、いわゆる予防、火事を起こさないための7つのポイントの中にまさに御紹介いただいた家の周辺には燃えやすいものを置かないことは、1つのポイントとなっています。火災予防について、我々が今、特に力を入れているのは住宅防火です。住宅用火災警報器の設置ということで逃げ遅れをなくするために各校区の会合に出席をさせていただいて、その時に住宅用火災警報器の設置だけではなく、やはり、今、おっしゃられた放火を防ぐポイント、こういったものも御案内をさせていただいているというところがございます。

○猶議員 ぜひ、そういう会合のときにこういったチラシを用意して配っていただきたいと思えます。それと消防車や救急車が市内をよく走っております。この消防職員の方々も行くとき帰るときに現地での業務が済んだから任務終了だけではなくて交通安全にも気をつけていただきたいと思えます。車両には、2人以上の方が乗っているわけですから運転手は運転をして助手席の人は危険なところはないかという見回りパトロールも兼ねて走っていただければと要望をいたします。(2)の高齢者の一人暮らしや空家対策もそうなのですが、走行するときに空家があると空家情報をこれは消防だけの問題ではなく、社会福祉にも関係するのです。その情報を市の空家情報などと連携することは、既にやられていますか。

○石部消防長 お答えいたします。空家の件につきましては、両構成市それぞれ空家対策の協議会というようなものを設置してございます。こちらに我々消防職員も委員として出席をさせていただいて、情報共有できることというのがあろうかと思えますので答弁の中にもあったかもしれませんが、空家だという情報が入りましたら、それを調査して当然、放置状態で非常に燃えやすい状況、倒れそうなものがあったりというようなことがございますので、その辺を現場で確認をしましたら、今の空家対策の協議会のほうに情報として提供をすると。できることを市長部局と連携して対応をさせていただいているという状況でございます。

○猶議員 わかりました。高齢者の一人暮らしにつきましては、高齢者にこうしたほうがいいのかというのが通じるのは若い人たちが高齢者になりますと、やはり何を言っているのという意味ではないのですが、高齢者の人に気をつけろといっても天ぷら油を火にかけたままというのはよくある話で、そうなる消防のほうから考える防火対策というと、普段から工場とかだったらどのようなものを作って、どのような危険な物質を使用してどうやってますよという作業、情報を把握されて指導をされていると思えます。空家が火事になって119番通報があつて火事の通報が来た時に、その隣に空家があると10メートルも離れてないところにあるとかそういう情報を普段から把握されていれば初期のときにすぐにこの話も消防車が駆けつけた最中にいろんな情報、データが発揮できると思うのでその空家情報とか高齢者の一人暮らし情報を消防のほうにも生かすようにしていただきたいとお願いをいたします。

(3) 消防法違反の防火対象物への対処についてですが、先ほど言われたようにホームページで公表するというので、確かに私もホームページを見まして載っております。これは、先ほど言った総務省消防庁では、平成25年に違反対象物に係る公表制度の実施についてという

ことで通知が出ています。国が通知をしたのが平成25年で、山口県内のほとんどは、少し遅れていまして平成30年の4月からの実施となっています。宇部・山陽小野田消防組合も平成30年4月から始まったのですか。

○**松中予防課長** お答えいたします。山口県内で公表制度が始まったことについてということですが、国の通知で管内人口20万人の消防については、平成30年4月1日までに実施するように通達がございますので、それに基づいて実施したところでございます。

○**猶議員** わかりました。平成30年4月から実施されたと今、実施されているわけでよいと思います。先ほどの答弁では、4件について警告をしているということで今後の対応、是正次第では命令とか出されるということで、公表については、公表までの流れが総務省消防庁のホームページに出ています。実際に公表されて是正指導をされて警告までされたら、次の処分は、設備設置命令ですね。現在、4件の警告があつてその後どうなっている状況ですか。

○**松中予防課長** 違反処理の状況についてのお尋ねでございます。お答えいたします。公表が4件ということで、先ほど消防長から答弁がございましたけれども公表につきましては、自動火災報知設備等が全く設置されていないものについて、これは危険な状態であるので情報公開の一環として即公表するというものでございましてそれと違反処理の警告、命令とは別でございます。それで現在、命令までいっているのが1件、それ以外は警告前の行政指導の段階でございます。以上でございます。

○**猶議員** 消防法に違反している防火対象物、その状態とはとても危険な状態ということですよ。だから、公表しているわけです。1件はもう命令までいっていると、ということは、残りの3件は警告のままということでもいいのですか。警告から命令までどのくらいの時間がかかるのですか。だから今ホームページに載せたままでこれは命に関わることで危険な状態ということで公表されているわけですよ。次の段階で是正されないという状況がどのくらいまで放置されているのかというのが問題なわけです。ホームページに掲載されて是正されていない状態がどれくらい続いているのか。どれくらいまで許されるのかということなのですが、普通、命に関わる問題であれば連絡がついて改善の意思があるのかないのかということでもんもん声をかけないといけないと思いますがこれはいかがですか。

○**松中予防課長** 違反処理の処理期間について御質問にお答えいたします。公表が平成30年の4月1日から開始されたと申し上げましたけれども同時の4件が公表したわけではなくて消防が違反を把握して相手に通知をして指導をします。それでも、なお、是正されない場合に大体2週間から1か月以内に公表することを通知します。その後につきましては、行政指導を繰り返して段階的に違反処理基準に従って警告、命令で、命令にも従ってもらえないときは、消防長の答弁にありましたように告発も辞さずという態度で臨んでおりますが、その際は、警察との連携を図りながらこの違反処理を検討しているところでございます。

○**猶議員** 公表までの流れというのが、立入検査の実施、立入検査結果の通知、公表する旨を通知、立入検査結果通知から一定期間を経過しても、なお、公表の対象となる違反が認められる場合については公表する。公表に至るまでも相当ハードルが高いわけで、それは建築で言えば

耐震化してない建物等と似ているのです。空家対策で空家を解体することができるようになったのもこういう手順により、解体に至るまで時間がかかる。こと消防に至っては、命に関わる問題です。設備がついているかついていないか。それは、建物を建てかえろと言っているわけではなくて設備をつけてくれと設備をつければ解決するのが消防法ですよ。その設備がついてないということを指摘しながら、もし万が一何かあったときに誰が困るかといえば被害を受けた人が困るわけですし、隣で火事が起きたときには、隣には失火責任はないわけです。その設備がついていないことを見逃しているとは言いませんが、この刑事告発に至るまでに実際に実行されないと違反対象物公表制度について、これが運用されていないのと一緒なのです。是正指導の警告までいっています。それから設備設置命令、これは行政処分ですが、その次が使用停止処分、これも行政処分、使用停止処分命令をしたことも、まだないようなので、せっかくです。私の方から資料を読みます。設備設置命令違反の場合は、設備設置命令というのは警告の次の段階ですね。命令に違反して消防用設備等を設置しなかったものは、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。それからその次にある使用停止命令、これに違反した場合は、命令に違反して防火対象物の使用停止しなかったものは3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。結構、重たい処分があるのです。それで、この処分をどれぐらいの日にちで進めればよいという目安というものは無いのですが、消防に至っては、命に関わる問題があるということでは是正する気があるかないか、設備を設置する気があるかないかということ判断をしていただいて、この告発に至る物件があってもおかしくないと思っております。この違反対象物公表制度をその目的を果たすために消防のほうでは頑張っていたいただきたい。違反するところがなくなることが一番よいですが、それに従わないところはやっぱり義務、責任を果たさせていただきたいとお願いをいたします。これについては以上です。

第2点、救急出動について質問をいたします。(1) 119番通報の聞き取り内容とその対応について、(2) 緊急性のない119番通報時の対応と市民への周知について、(3) 3次医療機関への搬送状況について、(4) ドクターカーとドクターヘリの出動状況について以上4点をお伺いいたします。

○石部消防長 猶議員の質問2点、救急出動について(1) 119番通報時の聞き取り内容とその対応についてでございます。119番通報は、本消防組合に設置した消防指令センターにおいて24時間体制で対応をしています。そのうち、救急要請に関わるものは、救急隊を間違いなく要請された現場へ到着させること。また、救急隊が現場へ到着した後に円滑で適切な処置を行うための内容を聞き取っています。具体的には、詳細な住所の確認、住所がわからない場合は、現場周辺の目標物の確認や傷病者の意識や呼吸の状態、治療中の病気などを聴取しています。これらを聴取している最中に救急隊に119番通報を入電していることを知らせ、出動の準備をさせており、出動までの時間短縮を図っています。なお、聞き取りの際、救急車の適正利用の観点から自力での受診が可能な方については、御自分で通院をされるようお願いしているところでございます。(2) 緊急性のない119番通報時の対応と市民への周知について、

救急車の適正利用については、平成27年に救急医療キャラバン隊を結成し、宇部市長、山陽小野田市長を先頭に救急医療の適正利用促進キャンペーンを行い、軽症者の割合が減少するなど一定の効果があらわれているところでございます。お尋ねの緊急性のない119番通報時の対応につきましては、救急要請を受け付けた場合、救急車の出動させることを基本として対応していますが通報者に自力での病院受診が可能と確認できた場合は、その症状にあった医療機関を紹介しています。また、救急要請ではなく、病状や病院に関する問い合わせの場合は、医師や看護師が電話で対応する山口県救急安心センターの#7119などの救急医療電話相談を案内しています。市民に対する周知につきましては、各消防署所へのポスターの掲示や消防関係のイベントや救急講習の際に啓発チラシを配布して概要について説明をするなど普及啓発を図っています。(3) 3次医療機関への搬送状況についてでございます。平成30年中の救急件数は1万140件で病院への搬送人員は7,998人でした。このうち入院が必要な中等症以上が5,367人で全体の67.1%を占めています。3次医療機関への搬送は、1,252人で全体の15.7%となっており、このうち山口大学医学部附属病院への搬送が1,240人で管轄外への搬送が12人となっております。なお、平成31年1月から令和元年10月までの搬送状況についても同様の傾向で推移をしています。(4) ドクターカーとドクターヘリの出動状況についてでございます。ドクターカーは、旧宇部市消防本部と山口大学が救命率の向上のために協定を締結し、平成15年8月1日に運用を開始しました。平成24年4月から消防組合となりドクターカーの出動範囲を宇部市と山陽小野田市として運用をしています。平成30年中の出動件数は163件で宇部市が119件、山陽小野田市が44件でした。平成31年1月から令和元年10月までは132件で宇部市が96件、山陽小野田市が36件ございました。ドクターヘリは、山口県が山口大学医学部附属病院を運行拠点として救急現場において医師と看護師による早期治療、高度な医療機関への搬送をするため平成23年1月21日に運用を開始されました。平成30年の出動件数は300件で特に山口県では山間地域や山陰側への要請が多いのが現状です。このうち、本消防組合管内では13件で宇部市が1件、山陽小野田市が12件で主な出動場所は宇部市では北部地区、山陽小野田市では厚狭地区と埴生地区となっております。平成31年1月から令和元年10月までは11件で宇部市が4件、山陽小野田市が7件でございます。以上でございます。

○**猶議員** ありがとうございます。(1)の119番通報時の聞き取り内容とその対応について、この質問の趣旨から言わせていただきますと、消防に119番通報をかけたときにすぐ、あっそうですかという形ですぐ飛び出ていただいた状況に見えないという市民からの声もありまして、119番通報から出動までどうしているのだろうかという電話をしているので見えないので通報時に何をしているかわからないわけです。即、出動できるように準備はされていると思うのですが何分ぐらいで出動されていますか。

○**石部消防長** お答えいたします。今の119番通報入電をしたら、直ちにというふうに思えないような状況があるとおっしゃったのですが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように確実にその現場に行く。間違いなく道筋も把握した上で出ないと、まず最短時間で到着できな

ということがございます。したがって、119番通報入電をしましたら、その段階で自動的に行く場所の図面が救急車のほうにデータが転送され、それを確認するという作業が起こります。ところが、それだけでは、場所が特定できない場合というのは、今、答弁の中でも申し上げましたが周りにどのような目標物がありますかと確認をする。こちらから所要なことをお聞きをし、的確にお答えいただければ1分1秒でも早く出動はできるということになるかと思っておりますが、そういったところに時間を割いているということ。それから今、申し上げた内容ですけどやはり、傷病者の状況です。必要性について1番問題になるのが昨今、脳です。脳梗塞とかそういったことに対する傷病者への対応をしっかりとできるのかできないかというところで後に非常に大きな違いが出てこようと思っております。まさに、ドクターヘリの運用、覚知要請というのは、電話を受けた段階でヘリを要請するとか、そういう要請の仕方についても2種類ぐらいに分かれてまいりますけど、やはり、いち早く現状を的確に正確に把握をする。そういったことがより早く現場到着ができる要素だと思っております。平均的なことを申し上げますと現場到着までに7、8分ぐらいです。以前は、警察と消防で現場まで何分で来るのかということ競うような時期があったかと思っております。決して、そんなに時間をかけているということはないと考えております。以上です。

○**猶議員** 私は、決して無駄な時間を使っていると思っておりません。ただ、市民から見たら実際どのようなことをしているのだと。車の中にも無線がついているわけで電話中でも出動して場所は無線で確認しているのではないかという印象を持っていました。それから、適正利用の観点からも4項目ありますけど全部、一応関連がありますよね。緊急性があるかないかということも判断しなければいけないでしょう。その聴取した場所等は現地までに何分かかったかは、今回はいいですけど、3次医療の搬送状況についても、どこに搬送するのか走行中に状況がわかれば、わかった段階でどうしようかと対策を考えながら走行されているのではないかと思います。これは、この質問の肝になることを聞きます。走っている最中にもう1本電話が入ったり、救急車も限りがありますが走りながらもっと緊急性があるかもしれないという電話、状況がわかりながら、次なる搬送の話があったり、または、搬送後の帰る途中に次の現場に行ったりといった状況はあるのでしょうか。つまり、119番の聞き取り状況と救急車がどのように連動しているかということをお聞きしたいのですが現状を教えてください。

○**石部消防長** 猶議員の御質問にお答えいたします。119番通報が入電をされて実際に出動するまでについて、先ほど申し上げましたとおり、まず、現場の確認をしますので大まかにでもどちらの方向に向かって出動するということが確認できた段階で出動します。それは、時間短縮を図るために出動して、それから確認できる場所をさらに確認をする。というような手順で動いてまいります。それからもう1点、実際に搬送先病院、医療機関の選定についてもあらかじめできるのではないかというようなことにつきましては、やはり、現場で傷病者の実際の状況を確認して適切な場所というのが、例えば、外科的な方を内科的なところにとということでは、やはり、適切とは言い難いと思っておりますので、そういったものをきちんと確認をして、それから搬送先の確認をするということになります。そういうことで、事前にできる範囲の時間短

縮というのは努力しておりますけど、それでもできない部分というのは、現場到着後の傷病者の状況の確認をしてその状態にあった搬送先を検索していくというところでございます。救急出動中にもう1件救急要請があった場合の対応についてですが、まず、先発で1台目が出動します。さらに、救急要請が重なってくるということについての対応がどのようになっているかということですが一般的には、宇部・山陽小野田消防組合管内に4署4出張所で全体として8か所の消防署所がございます。その中で、例えば宇部中央消防署から出動してこちらに救急車が不在となる場合には、最寄りの署所から出動をさせるというようなかたちで対応しておりますので出動途中での連絡ということにはならない。新たな、次の車両に出動してもらうという流れになります。今の質問の最後のところで帰る途中にという状況につきましては、滅多にないかと思いますが当然、4署4出張所にそれぞれ1台以上の救急車を配備しております。全体といたしましては10台の救急車がございましたので、順次出動をさせていくという中で全車両が出動して、さらにということであれば当然、現場の状況を把握したうえで、装備というものも出動までに相手方の状況を把握して整えて出動しておりますので、その辺も特に問題がないという状況であれば、帰る途中でも出動するというのも検討は必要かと思いますが、本来はきちんとした装備で出動するというのが適正な運用ではないかと考えております。以上です。

○**猶議員** 私から質問をした理由は、タクシーであれば近くに配置している車に対応するのですが、タクシーと比較するのはそもそも問題があると言われたので簡単には同じではないと思いますが、タクシーのように救急車が近くを通過すれば、たまたまタイミングが良かったら東岐波のほうへ行ったときに出ていればもう1台が宇部中央消防署から出ていますよということで、そういう配車もできるのかなという意味でつまり119番の通報の聞き取り時の内容次第で連続に対応しているそういうところの回答をいただきましたかったわけです。適切に運用するためには、いろんな都合もあると思いますけれどもぜひ、タクシーのようなわけにはいきませんが例え話として便利な救急車であって欲しいと思います。(2)緊急性のない119番の対応で実は先ほど答弁の中にもありましたが、今年の7月1日から山口県が#7119を始めています。今、山口県がテレビの広報で実施している番組で知ったのですが、これをどれだけの人知っているのかということも大事ですが、多分、今までは119番通報でこれに替わる電話相談を受けたりしたこともあったのではないかと思います。そういうケースでは、119番を受けられた方が呼ばなくてもいいのではないかと対応をすることがあったと思います。そこで(2)の質問のときに、実は市民の方から電話の応対をされた職員は、年配の男の方と言われていましたから心当たりの方がいるかもしれませんが、高齢者の母親の耳から出血ということで医療関係者である娘さんは救急車が必要かどうか不安で電話をされて、頭からの出血でしたので何かあってはいけないと思い、すぐに来てくださいと電話をされたのですが、その対応がそれぐらいで電話をかけてもらったら困るという趣旨のことで対応をされております。それが、たまたま命に関わる問題ではなかったのですが、119番通報で確かに緊急時でない場合はこれで済みます。命に関わる問題でなければ119番に電話されても#7119を紹介され

ていると思いますけれども、逆な心配もありまして、ためらわずに救急車を呼んでほしい症状これも総務省消防庁が出している資料の中にあります。現在、実は、一般の人たちには119番通報をしてはいけないのではないかという気持ちと遠慮なくかけたら来てくれるという人と最初から車で家族が連れていく人や医者を呼ぶ人と3種類ぐらいおられます。本当に救急車の必要な人が119番通報をできなくなるような状況になっても困ります。軽症であったときに通報者から聞かれば#7119に相談してくださいというのがベストな対応だと思いますが119番通報を受けられる消防職員の方々がどういった対応をするかマニュアルのようなものがありますか。ということが1点、それと接遇、119番はサービス業ではありませんけれども相手は緊急だと思って通報している市民の1人です。その人に対する電話の対応が適切な受け答えになっているのか。という接遇の訓練がなされているかどうかお伺いいたします。

○石部消防長 猶議員の御質問にお答えいたします。まず、(1)119番通報を受信した際のマニュアルは、最初は火事ですか。救急ですか。場所はどこですか。というところから必ず対応しております。それから先に申し上げたような住所がわからない場合、周辺の目標物を確認します。もちろん、最初からどの病院に行ったらよいでしょうかと御指摘のありました病院照会は、これまでに月に三百数十件ぐらいございました。そういったことで非常に時間を取り、決して消防の業務でないことになかなりの労力を払ってきたということもありますので適正利用という観点から山口県の事業ですがこの#7119を紹介させていただいているという状況でございます。マニュアルは当然ございます。もう1点、接遇ということでございます。これも消防も地方公務員ということで基本的な接遇研修というものはございます。逆に先ほど対応に不備があったということもございましたので、もし、そのような事実があれば、私からもお詫びを申し上げておきたいと思っております。緊急の場合ですから時間を惜しんで対応をしたということもあろうかと思っておりますので、今後も引き続いて接遇のあり方、対応の仕方について研修、教育、指導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○猶議員 マニュアルがあるかといった質問の前に、この7月1日に#7119これができてからマニュアルの改正があったかということを知りたかったのです。これができたことによってマニュアルがまた1つ変わってくると思います。先ほど言ったことについて参考ですが、そのときに、では、どこの病院に行ったらよいでしょうかと控えめに聞かれたときに、その答え方が「そりゃ山大に行けばええほいや」と言われたそうです。これが正しい接遇かどうかですね。その接遇に関することも、この119番通報と同じようにどういったかたちでこれからの教育もどういった対応でやったらよいのか。しっかりと正しく訓練をやっていただきたいとお伺いいたします。(3)3次医療機関への搬送状況について、この件につきまして平成30年は、山口大学医学部附属病院に1,240人とわれまして、この数字は山口大学医学部附属病院の1日の外来患者の数が約1,200人ですから、ほぼ1日分が1年分の救急搬送件数だという状況だと思います。この3次医療機関への搬送についてというのも(1)の119番通報時の聞き取り内容でどのくらい状況を把握されているかわかりません。実は、救急車が現場から出発する前にしばらく動かなくて停まっている状況を市民から見たら何をしているのだろうか

思われています。私も見かけるのですが、何をしているのですか。

○**石部消防長** 猶議員の御質問にお答えいたします。今の3次医療機関への搬送状況についてという中でのお尋ねだろうと思います。まず、少し話が変わるかもしれませんが救急車が現場で停まっているという状況というのは、これは搬送先の選定ということを必ず行います。それが決定をして現場を出発しますので、その選定に時間を要しているという可能性が1番高いのではないかと思います。その点で医療機関というのは、非常に多いわけですけど最初から3次医療機関というふうにはまいりませんから、当然かかりつけ、1次医療機関、サポート病院とか2次医療機関、そういう1次、2次があってそして高度な施設が必要だというときに最終的に3次医療機関へと今の宇部ですと山口大学医学部附属病院救急救命センターというようなものがございまして、近くでは関門医療センターまた山口県立総合医療センター、岩国のほうに行きますと岩国医療センターという3次医療機関がございまして、あくまで1次、2次というふうに進んでまいりますので、その選定に時間を要しているというようなことで私は認識しております。以上です。

○**猶議員** これも119番通報を受けてから出動して搬送までの時間の中にいろんな状況を聞きながらきちんと患者を診てから決めるというような、例えば骨折だったら行くところが大体わかるとか現地で停まっているいろんなことを通信しているとか、緊急の治療をしているとかという状況だろうと思います。止血をしているとかですね。そういったことを救急車の外に表示して野次馬が来ないようにとか、周りが騒がないように消防職員がちゃんと仕事をしているのですよということを表示したりすることは考えてはおりませんか。

○**中村警防課長** お答えします。救急車が現場からなかなか出発しないというお話はよく受けておりますが、これについては、今、全車両に電光掲示板のLEDボードを積載して病院交渉中であるとか、ただいま処置中であるとか、というところで住民に広報をしております。以上です。

○**猶議員** 今、しておりますと聞きましたので大変失礼をいたしました。3次医療機関への搬送についてという質問ですから山口大学医学部附属病院のいろんな病院状況を知っている立場からするとできるだけ少ない方がよいというふうに聞いております。いろんな検査などの予約がいっぱい入っておりますので、それが飛び込みで入って検査すると助かる人も助からなくなるようなことがあってはなりませんので搬送するなどは言いませんけども、しっかりやっていたきたいと思います。(4)ドクターカーとドクターヘリの出動状況について、これもしっかり役に立っているというふうに思いました。1点だけ質問をさせていただきます。ドクターカーを呼ぶ。ドクターヘリを呼ぶ。これは、どこで誰が判断されるのでしょうか。

○**中村警防課長** お答えいたします。まず、ドクターカーが必要と判断する基準と要請の方法についてお答えしたいと思います。ドクターカーについては、協定に基づく出動基準で判断をしています。この基準の中には、心肺蘇生を必要とする傷病者及びこれに準ずる重度傷病者の場合などという基準がございまして。これにより消防指令センターが通報内容から判断をして山口大学医学部附属病院の先進救急医療センターへ、先進救急医療センターのドクターにも連絡を

したあと、派遣しているドクターカーの救急隊、これにも出動要請をかけるとともに先発救急隊も出動させております。ドクターヘリについてですが、山口県のドクターヘリ運航要領に基づく出動基準で判断をしております。このドクターヘリの基準の中には、高度の医療を必要とする急性患者であって適切な搬送先医療機関が2次医療圏内に存在しない場合、または救急車による搬送では危険と考えられるなどの場合で、ドクターヘリによる所定の搬送先病院へ短時間で搬送することが必要と判断される場合という基準などがございます。これにより、消防指令センターが通報内容から判断をして山口大学医学部附属病院にあります運航管理室へ出動要請をする場合と救急隊が現場で判断して無線や携帯電話で消防指令センターへ出動要請をする場合がございます。なお、ドクターヘリの場合は、ドクターヘリが離着陸する場合、グラウンドなどダウンウォッシュして砂が舞う場合がございますので、消防隊も出動させてグラウンドの散水等も行っているような出動もさせております。以上です。

○**猶議員** わかりました。つまり、患者もしくはその家族、近所の人が119番をされたケースでも一般の人が判断をしなくても消防のほうで判断をされるということで安心をしました。また、いろんな市民の単純な市民感覚でちょっと質問をいたしましたけれどもかなり安心できる答弁をいただきました。しっかりとやっていただくようお願いをして質問を終わります。

○**志賀議長** 以上で、猶議員の質問は終わりました。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第6 議案第10号について

○**志賀議長** 次に、日程第6議案第10号平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。藤田副管理者。

○**藤田副管理者** それでは、議案の提案理由について説明いたします。

議案第10号平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件について監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づいて、議会の認定を求めるものです。

平成30年度は、国・地方ともに厳しい財政状況のなか、宇部市と山陽小野田市の負担抑制に配慮しつつ、住民が安全で安心して暮らせるよう消防防災体制の充実・強化を図るため、消防車両、消防用資器材等の整備、関係機関との連携及び危機管理体制の強化を実施し、消防業務の計画的かつ効果的な遂行に取り組んでまいりました。この結果、平成30年度の決算における歳入決算額は、32億4,764万1,953円、歳出決算額は、31億8,146万1,056円となり、差引6,618万897円の剰余金が生じました。この剰余金の処分につきましては、今後の補正において、構成市の分担金で精算することになります。

詳細につきましては、石部消防長に説明させますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**志賀議長** 石部消防長。

○石部消防長 お手元に配布しております一般会計歳入歳出決算書・一般会計歳入歳出決算附属書の16ページをお開きください。

歳出から説明いたします。議会費は、支出済額30万3,958円で、主なものは議員報酬となっております。次に総務費は、支出済額1,379万1,283円で、主なものは、17ページに記載のとおり、負担金補助及び交付金で総務管理費は、出納事務負担金、監査委員費は、監査事務負担金となっております。次に消防費は、19ページに記載のとおり支出済額29億5,376万3,125円で、このうち常備消防費が、27億4,896万417円、消防施設費が23ページに記載のとおり2億480万2,708円となっております。常備消防費の主なものは、19ページに記載のとおり給料・職員手当等・共済費で児童手当を除く、いわゆる人件費の合計が、25億3,198万6,444円で、消防費決算額の85.7%を占めております。消防施設費の主なものは、23ページに記載のとおり、委託料で宇部中央消防署に配備しております、はしご車の機械等保守点検委託料、その他、備品購入費として防火衣、潜水等器具、消防用ホースなどの消防用資機材の購入費用と水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車2台、資機材搬送車1台、支援車2台、広報車1台の購入費用となっております。次に公債費は、2億1,360万2,690円で、23ページに記載のとおり組合債元金償還金と長期債利子でございます。予備費については、23ページに記載のとおり一般管理費の報償費、交際費及び常備消防費の需用費へ充用しております。

続きまして、歳入について説明いたします。12ページをお開きください。分担金及び負担金は、収入済額29億5,328万2,553円で、13ページに記載のとおり分担金は、構成市からの分担金及び特別分担金で、負担金は、山口県へ派遣しております職員3人分の職員派遣給与費負担金でございます。次に、使用料及び手数料は、収入済額2,333万2,800円で、主なものは、13ページに記載のとおり、危険物関係手数料となっております。次に、県支出金は、収入済額5,978万円で、これは、消防用車両等整備事業に係る石油貯蔵施設立地対策事業費補助金でございます。次に、繰越金は、収入済額2,306万2,320円でこれは、平成29年度の歳計剰余繰越金でございます。次に、諸収入は、収入済額1億2,998万4,280円で、主なものは、15ページに記載のとおり、契約不履行違約金収入、高速道路救急支弁金収入となっております。次に、組合債は、収入済額1,820万円で、これは、消防用車両等整備事業に係る消防施設整備事業債でございます。次に、寄附金は、収入済額4,000万円で、これは負担付寄附の申し入れを受けたものでございます。なお、負担付きの内容については、救急車及びその附帯設備品の購入費用とすることが条件となっております。また、27ページに実質収支に関する調書、28ページからは、財産に関する調書がありますので詳細につきましては、御参照いただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は、終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から決算審査意見の報告を求めます。床本監査委員。

○床本監査委員 それでは、平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係

る審査結果について御説明いたします。審査意見書1ページをお開きください。まず、審査の結果であります。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係帳簿、証拠書類等により照合調査を行い、係数の正確性、予算の執行状況等について審査した結果、決算書等については関係法令に準拠して作成され、その係数は正確であり予算の執行についても適正に行われていることが認められました。

次に審査意見書1ページから2ページの第5の審査意見について、総括では、決算の収支状況について記載しており、歳入、歳出それぞれについての構成内容や前年度数値と比較した増減理由等について記載しています。また、意見としては、引き続き経費の節減の取組などにより健全な財政運営を図りながら、適切な事業計画のもと消防及び救急業務における組織機能の強化と施設等の充実に努めていただくよう要望しているところです。以上、決算審査意見に係る説明を終わらせていただきます。

○志賀議長 以上で、監査委員の決算審査意見の報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。奥議員。

○奥議員 それでは、質問をさせていただきます。歳入ですが、ページで言いますと15ページです。契約不履行違約金収入1億2,000万円あまりが入っているのですが、これは今後も入ってくるのでしょうか。それと内容的には、どういったものなのか御回答をよろしくお願ひします。

○石部消防長 御質問にお答えいたします。まず、今回計上しております1億2,088万440円は、今後入ってくるのだろうかということにつきましては、これはいわゆる契約における契約不履行に伴う損害賠償というようなものでございますので、今回限りということになるかと思ひます。それからこの内容につきましては、平成25年に契約をしてございますが、消防救急無線デジタル化整備事業ということでアナログからデジタルへという変換について本消防局においても平成24年度に実施をしたという状況でございます。その時の請負金額というのが6億442万2,000円というような金額で契約をしてございます。これについて、実際に消防のデジタル無線に参入ができる5社ということで入札をしたのですが、いわゆる談合疑惑、談合事件ということで、これによって発生をしました契約不履行違約金ということです。これは契約書の中で契約をきちんと履行できなかった場合、しない場合は請負金額の20%ということになりますので、先ほど申し上げた6億442万2,000円の20%ということで今回の約1億2,000万円というような数字が歳入として入ってきたということでございます。以上です。

○杉本議員 19ページの共済費のところでは不用額が約199万という金額が上がっているのですけれども、その中の備考を読むと負担金が2件の負担金ということなのですから、負担金というのは金額が決まっているのではないかと。その中で不用額が出るのはどういうことなのかということをお教えいただきたい。

○内田次長 ただいまの御質問にお答えいたします。19ページの共済費で不用額が発生した理

由でございます。これは、途中退職者がございまして、その減額分が158万、それから負担金の率とかそういったものが若干変動する等がございまして月額が約40万円減少してこの不用額に至ったということでございます。以上です。

○吉永議員 まず、歳入についてでございます。15ページでございますが消防費の寄附金についてでございます。平成30年度の補正予算の会議録を見させていただきますと、芳川裕昭氏から救急車また附帯設備品について使っていただきたいという旨の遺言等をいただいたということで大変ありがたいものでございます。その中でこの主要施策の成果報告書がございましてその6ページにこの4,000万円の使い方について載っております。高規格救急自動車については、この芳川氏のお名前がついているというふうに聞いております。そして下に設備の関係がございまして上の2つは、材料でございますので消耗品となるかと思いますが、下のオゾン機器以下には、職員の方が変わっていきますので、この方のお名前をつけて末永く感謝の思いを込めて使っていただきたいという思いがございまして、そういうお名前をつけるということについてお考えはいかがでしょうか。

○内田次長 ただいまの吉永議員からの御質問を受けましたけれども、確かに山陽小野田市民の方が遺言書により山陽小野田市内の消防署に救急車と装備品、そして救急資機材を配備するために4,000万円の寄附をいただきました。この申し出がございまして、先ほどの6ページに内訳が記載してございますけれども消耗品には、その名前を記載しておりません。最近、確認をしたところ備品に記入されていないのが判明いたしましたので、寄贈年月日、それからお名前、これは必ず記入するようにこれからやっていきたいと思っております。以上でございます。

○吉永議員 御答弁ありがとうございました。それでは、次に歳出についてでございます。21ページにホームページ制作等委託料がございまして。これをお聞きするとホームページのリニューアルをするため平成30年度にリニューアルをされたと聞いております。このリニューアルをされたことによってホームページがどのように変わったのか。その効果、また、内部における評価についてお聞きいたします。

○内田次長 ただいまのホームページに関わる御質問でございます。まず、このホームページの制作等委託料というものは、平成30年より前は消防局のホームページは古いバージョンでございましたのでこれを最新のものにバージョンアップしたこと。それからウェブサイトのサーバを宇部市のものをお借りしておりましたけれども、それを外部サーバのほうに移行したということでこの費用が、この年度だけ計上されているものでございます。また、以前の議会においてもホームページについても御指摘をいただいておりますので、できる範囲のリニューアルはこちらのほうでさせていただいていて例えば新しい情報、それから重要な情報については、バナーとって見てすぐわかるように表現をさせていただいて、それから写真等が少ないという御指摘もございましたので、今は我々なりにたくさんの写真を貼付して住民の方にもわかりやすくやっているつもりでございます。以上でございます。

○吉永議員 ありがとうございます。このことについて、内部の評価をどのように思っておられ

るかお聞きいたします。それを先ほど申し上げたつもりです。

○内田次長 内部の評価ということでございますけれども、先ほど最後に申し上げました我々の中では、最大限の努力をさせていただいていると、それからアクセス数も確認ができております。携帯電話からのアクセスが非常に伸びているというふうな確認を取っております。今、件数は手持ちにございませぬけれども、そういったところの確認は取れていますので、我々なりの最大限での努力、少ない経費で効果を出していると評価をしております。以上です。

○吉永議員 御答弁ありがとうございます。とにかく広報は大事なことでございますのでこういったことにある面、得手としている方が、きっとたくさん職員の中にもおられるのではないかと思います。そういった力をぜひ活用していただいてより見やすいホームページをこれからも頑張りたいと期待をいたしまして終わります。

○奥議員 最後に28ページですが、財産に関する調書の中の(2)建物ですが、非木造で24㎡と読むのか立米と読むのかわかりませんが、そちらのほうの動きがあるのですがこれはどういったものができたのか御答弁をお願いします。

○内田次長 ただいまの御質問でございます。財産に関する調書の中に非木造で24㎡の記載があるがそれは何かという御質問だろうと思っております。これは、本消防組合が管理しています無線の基地局でございます。一般の庁舎とは違うものでございます。ちなみに庁舎は両構成市の財産をお借りしているという形になっておりますのでここでの表記はございません。以上です。

○岩村議員 先ほど救急車のほうで4,000万円の寄附を受けたということで消防車を買われたということですが、消防車の台数をというか消防車自体を山陽小野田市のほうで1台増やすということは当初計画をされていたことでしょうか。

○内田次長 ただいま、救急車両を1台増車することになるのかという御質問だろうと思っておりますが、このお話をいただいて山陽小野田市内の消防署へ救急車を配備してほしいという遺言書がございました。山陽小野田市内といいますと小野田消防署、山陽消防署、埴生出張所がございます。その中で最も古く配備をした小野田消防署に配備をしているのですが、これの更新計画が当時平成31年ということでございましたので1年前倒しをしまして平成30年度に更新をしたということで増車にはなっていないとさせていただきます。以上でございます。

○岩村議員 当初の予算が32億4,107万2,000円ということで、今回、決算のほうで31億8,146万2,056円ということで大分、決算のほうで少なくなっておりますが、その中でこちらのほうに今回、決算の状況ということで6,600万円の余剰金があったということですが、何かその4,000万円の寄附というか、そもそも必要であったら、もうちょっと最初から計画をされていてもよかったのではないかと思います。せっかく予算が足りないだろうと寄附をされた方もいらっしゃるということであるのですが、実際に決算のほうで予算よりも少なくなると、さらに6,600万円ほど余っていると言い方も適切かどうかかわかりませんがいろいろ頑張っていて捻出されたというのものもあるかもしれませんがこの辺については、どのように考えられているかお願いいたします。

○石部消防長 岩村議員の御質問にお答えいたします。今、お尋ねになりました歳入歳出の差額

6,618万897円というふうに非常に大きく数字が出ております。例年、2,000万円前後ということで推移をしてきたと記憶をしております。これにつきましては、先ほど話に出てまいりましたいわゆる契約不履行違約金、この金額が1億2,088万4,400円ということで入金がございました。これに対して実際に補助金も使っておりますので国庫補助金の返還金が2,214万円、それから起債の部分の繰上償還金、これが2口ございまして合計で約5,800万円、こういう金額が実際に事務処理上必要となってまいりました。これを支払った後に差引額として3,910万7,644円という余剰金が発生してございます。これが通常時の2,000万円に上乗せされたということで、今回6,600万を超える不用額という形になってございます。以上でございます。

○**岩村議員** はい。今、そういうふうに答えられるのならちょっと確認したいことがあります。14ページ、15ページに今、言われた契約不履行違約金収入というのが載っています。1億2,000万くらいということですけど、当初予算の金額は、この雑入の中で1億2,500万円というふうに最初から計上されていますよね。さらに補正が特にすごい金額で載っているかと言えばそんなことはありません。ちょっと今言われたことは、矛盾しているのではないかと思います。もう1度確認をしたいと思います。

○**内田次長** ただいまの不用額、その辺り回答をさせていただきます。まず、消防救急無線のデジタル化の整備事業で発生をいたしました違約金、これが約1億2,000万円ということで当初すべて繰上償還にあてる予定で予算計上をしておりました。まず、この整備事業につきましては国庫補助と消防債、これを財源として国庫返還金、それから起債の繰上償還というところで先ほど言いましたとおり全額を返還するというところで山口県の担当者と調整をしておりましたが、再計算をすることでありますと国庫返還金が2,214万円、それから繰上償還金が5,963万6,756円というふうに決定をされました。この決定がなされたのが平成31年2月ということで補正に間に合わなかったというところで3,900万円程度が不用額として発生してしまったということでございます。

○**岩村議員** なかなか難しい話で、今聞いていて、きっとそういうことなのだろうということで数字のことが、どうこうではなくて、そういうことがあったということであれば致し方ないということで要は、先ほど言いましたように寄附のほうを受けて、それならばということで救急車を購入されたということであれば、お金ってなかなか色がついていない。ただ品物には、さっき言われたように名前がつけられるからこの辺は大丈夫かなというところもあります。決算で大分多く残っているのであれば、もう1台救急車を購入するとかですね。そういうこともあってもよかったのではないかなとそういう気持ちでちょっとお尋ねをさせていただきました。以上で終わります。

○**志賀議長** ほかにございませんか。ないようであります。これにて質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**志賀議長** ないようであります。これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。

議案第10号は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第10号は認定することに決しました。

日程第7 議案第11号から第14号までについて

○志賀議長 次に日程第7、議案第11号から第14号までを一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。藤田副管理者。

○藤田副管理者 まず、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてです。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、本消防組合の関係条例の所要の整備をするものです。なお、当該法律制定の主な内容は地方公務員法の一部改正においては、会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤の職員、いわゆる会計年度任用職員にかかる規定が追加され、地方自治法の一部改正においては、会計年度任用職員の期末手当の支給にかかる規定が追加されました。施行日については、令和2年4月1日です。

次に、議案第12号宇部・山陽小野田消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件についてです。これは、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例制定するものです。主な内容は、一会計年度内を超えない範囲内で置かれる非常勤の職と定義される会計年度任用職員を、勤務時間に応じてフルタイムとパートタイムに類別し、給与、報酬等を支給するものです。なお、施行日は、令和2年4月1日です。

次に議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件についてです。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法が改正され、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されました。これに伴い、本消防組合の関係条例の所要の整備及び元号の改正を行うものです。なお、施行日は、成年被後見人等に係る関係条例の整備については、令和元年12月14日、元号の改正については、公布の日からです。

次に議案第14号宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件についてです。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、地方公務員法が一部改正されたことに伴い、当該条例の所要の整備を行うものです。主な内容は、会計年度任用職員にかかる退職手当の支給制限に関する規定を追加するとともに、元号の改正を行うものです。なお、施行日は、退職手当の支給制限は、令和元年12月14日、元号の改正は、公布の日からです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑

はありませんか。藤井議員。

○藤井議員 第11号、第12号、第14号に関しては、会計年度任用職員の規定に関わるものの改正ということなのですが、今、令和2年4月1日からこれが施行されるということですがその時点で会計年度任用職員に移行される方というのはいらっしゃるのでしょうか。お答えください。

○志賀議長 石部消防長。

○石部消防長 藤井議員の御質問にお答えいたします。会計年度任用職員についてはございません。

○藤井議員 それでも条例を制定する理由というのは、宇部市議会でも散々やってきましたが改めてこの場でお答えいただきたいと思います。

○石部消防長 お答えいたします。宇部・山陽小野田消防組合につきましては、この基準、これは両構成市、特に宇部市の基準規則というのを活用するというので進めておりますので、今回、宇部市のほうでもこの件については、9月議会でお話がありましたので、これを本消防組合のほうでも進めているということでございます。以上です。

○志賀議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。まず、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。討論はありませんか。藤井議員

○藤井議員 藤井岳志です。議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。この議案は地方公務員法の改定に伴って会計年度任用職員の制度の導入を想定したものです。でも私は非正規雇用、非正規労働の固定化につながる会計年度任用職員、公務労働の場にはそぐわない特に消防組織には導入するべきではないと考えています。よって会計年度任用職員制度に関して今回、条例制定もしくは一部改正を行う議案第11号、そして第12号及び第14号に関しても反対の立場を表明します。以上で討論とします。

○志賀議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第11号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号宇部・山陽小野田消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件を議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第13号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第14号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○志賀議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和元年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

—————午後4時10分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月26日

議 長 志 賀 光 法

署 名 議 員 奥 良 秀

署 名 議 員 杉 本 保 喜

